平成26年度　施策評価表　（平成27年度向け施策の取組方針）

施策名：　生活安全
施策番号：　13 － 01

1　施策の基本情報

施策名	13	生活安全	展開方向	01	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
主担当局	防災担当		主担当課	生活安全課	
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進（①街頭犯罪防止事業　②犯罪被害者等支援事業　③空き家対策推進事業）			
市長公約の該当有無	－				
局重点課題の該当有無	●	犯罪被害者等基本法に基づく施策の推進、街頭犯罪の防止、管理不適正空き家対策の推進			

2　施策を考える背景（まちづくり基本計画の抜粋）

●市民が、誇りと愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが身近な暮らしの中で安全・安心を実感できることが必要である。
●地域での防犯や交通安全といった身近な生活における安全性を高めていくためには、警察等の関係機関と連携した取組に加えて、市民一人ひとりが意識を持ち、犯罪への備えや交通ルールを守るとともに、地域ぐるみの活動を充実させ、犯罪や事故が起きにくいまちづくりに取り組んでいくことが大切である。

3　目標指標

	指標名	方向	基準値			目標値（H29）	実績値 H25	H26	H27	H28	H29	現時点での達成率
①	市内の犯罪認知件数	↓	H24	10,184	件	8,703	9,434	**	**	**	**	50.6%
②	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	↑	H23	54.3	%	90	50.6	**	**	**	**	0%
③	市内で発生したひったくり件数	↓	H24	258	件	0	175	**	**	**	**	32.2%
④	市内で発生した自転車の盗難数	↓	H24	2,845	件	2,437	2,993	**	**	**	**	0%
⑤	市内の自転車関連事故数	↓	H24	1,042	件	868	1,043	**	**	**	**	0%

4　市民意識調査（市民評価）

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	●防犯活動の推進、交通安全対策 ●安心できる消費生活を実現する環境づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.5%	15.0%	56.9%	18.3%	9.3%
	23年度	4.0%	14.9%	57.8%	18.3%	5.0%
重要度調査	25年度	第　5　位　／　20　位		5点満点中　4.59点（平均 4.39点）		
	23年度	第　4　位　／　20　位		5点満点中　4.22点（平均 3.98点）		

5　担当局評価（一次評価）

これまでの取組の成果と課題（目標に向けての進捗と指標への貢献度）

行政が取り組んでいくこと　■防犯力の高い地域コミュニティづくり

防犯力の高い地域コミュニティづくりについては、市民が安全で安心して暮らすため、街頭犯罪防止事業のほか、空き家対策推進事業、犯罪被害者等支援事業などの取り組みを行っている。
【防犯対策】
・街頭犯罪のうちひったくりの認知件数が兵庫県内でも高水準にあり、その対策が本市の喫緊の課題であることから、平成25年9月に警察等の関係機関と合同で市長が「ひったくり撲滅宣言」を行い、夜間屋外灯点灯運動、ひったくり発生現場への表示板掲示、防犯講習会、自主防犯パトロール等の各種事業を実施し、平成24年と比較し、83件（前年比3割）の減少となった。今後、ひったくり認知件数を減少させるための更なる取組みや他の街頭犯罪防止への取組みを警察や防犯協会等の関係機関と連携を一層強化し、推進していく。
・平成25年7月に暴力団排除条例が施行され、市民等へその周知、啓発に取り組み、条例施行後は庁内体制における暴力団排除対策を推進するとともに、関係機関等からなる連携会議を設置し、一層の取り組みを進めていく。
【老朽危険空き家等対策】
・所有者が管理を怠り、周辺の住民に倒壊の恐れ等の悪影響を及ぼしている老朽空き家等について平成25年度より窓口として市民からの相談を受け、関係課へつなぐ対応を行った。しかし、様々な課題から解決に至らない事例もあったため、平成26年度には所有者等に対する指導根拠等を明確にするための条例制定等、様々な課題解決に向け取り組んでいる。
【犯罪被害者等支援】
・様々な問題に苦しめられている犯罪被害者等に対して、庁内所管部署案内リーフレットを作成、配布し、犯罪被害者週間を中心に市民に市報等により啓発活動を行った。また、平成25年5月に庁内横断的取り組みを進めるため「犯罪被害者等への支援に関する庁内検討会議」を設置し、平成26年度には総合的な支援施策を構築するための条例制定に取り組んでいる。
　目標指標①の『市内の犯罪認知件数』については、平成24年比で減少となっている。そのうち市が取組みを進めていくものとして、市内で発生した『ひったくり件数』及び『自転車の盗難数』を目標指標③及び④として設定した。目標指標③については、本市の取り組みにより、ひったくり件数が83件減少するなど、効果が確認できた。目標指標④の自転車の盗難対策については、現在未着手であることもあり、平成24年比で増加している。また、兵庫県内の犯罪認知件数のうち、本市における認知件数の割合は13%と高いことから、今後も警察や防犯協会等の関係機関や団体との連携を一層強化し、ひったくり以外の街頭犯罪の防止についても取り組んでいくことで、犯罪認知件数の減少を図っていく。

主な事務事業	関連する目標指標	進捗				
街頭犯罪防止事業費 暴力団排除条例関係事業費	①②③④	●順調	○概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	

行政が取り組んでいくこと　■交通安全対策の推進

人命尊重の理念に基づき、段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、広く市民に交通安全思想の普及、浸透を図り、交通事故のない尼崎を目指すため、交通安全対策基本法に基づき、交通安全教室、交通安全運動事業、交通安全指導者養成講座などの事業を行っている。
【交通安全対策の推進】
・交通事故を防止するためには、市民一人ひとりが交通安全の意識を徹底することを自らの課題として捉え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることが重要であることから、警察と連携し、交通安全教室を行っている。また、本市における人身事故件数のうち自転車関連事故数は約4割を占めており、自転車関連事故の減少が交通事故防止のための喫緊の課題である。そのため、高齢者をはじめ、全年齢層を対象とした自転車教室を実施するとともに、若年層からの自転車利用マナーやルールの教育が、今後全年齢層における自転車関連事故の減少につながるという考えのもと、平成26年度からは、自転車教室の市内小中高校の全校実施を目標として事業を実施している。
　［平成25年度交通安全教室実施状況］
　実施回数：226回（うち、自転車教室44回、自転車教室実施小中高校25校）、受講者数：19,222人
・交通安全運動事業としては、四季の交通安全運動の実施、さわやかサイクル運動の実施などにより、広く市民一人ひとりの交通安全思想の普及を図っている。
・交通安全指導者養成講座については、平成26年度より対象を小中高校の教諭にも拡大し、実技指導を重点に行うなど、今後の展開を見据えた事業実施を行っている。
　目標指標⑤にもあるとおり、自転車関連事故数は平成24年比では横ばいではあるが、過去5年の件数をみると、減少傾向となっている。しかし、人身事故件数に占める自転車関連事故件数の割合については、高止まりの状態であることから、今後とも各事業について、継続・見直しを行っていくことで、自転車関連事故件数の減少を図っていく。

主な事務事業	関連する目標指標	進捗				
交通安全教育指導事業費 交通安全運動事業費	②⑤	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
・ひったくり防止については、撲滅に向けた効果的な事業を今後も研究し、実施していく必要がある。ひったくり以外の街頭犯罪防止については、自転車の盗難防止など、更なる市民の安全で安心な生活を確保するため、庁内や関係機関と連携しながら、取り組みを進めていく必要がある。

◆継続的・重点的に取り組む事項
・引き続きひったくりの防止に重点をおき、学識経験者の専門的見地からの意見や提言を反映させた上で、効果的・効率的な事業展開を今後も実施していく。
・平成26年度に制定予定の『（仮称）尼崎市老朽危険空き家等の適正管理に関する条例』及び『（仮称）尼崎市犯罪被害者等支援条例』の施行に向けた執行体制の構築を行い、必要な施策を実施していく。

◆見直す・見直しを検討する事項
・小中高校の教諭に対象を拡大した交通安全指導者養成講座について、より実践的な教育を行うとともに、育成した指導員の交通安全教育事業における位置づけを明確にし、将来的には交通安全教室を学校や団体でそれぞれに取り組んでいけるような体制づくりを行う。

◆継続的・重点的に取り組む事項
・毎年市内全ての小中高校における自転車教室の実施を行うため、あらゆる機会を利用して、各学校に働きかけを行う。また、全校実施を目標に掲げる中、自転車教室実施にかかる改善点などを整理し、その手法を確立させる。
・平成26年度に設置された県の『自転車の安全な利用等に関する検討委員会』の提言を注視し、その動向により必要な本市の施策を検討する。

6　施策評価結果（二次評価）

評価と取組方針

・ひったくり防止の取組強化により、「市内の犯罪認知件数」と、そのうちの「市内で発生したひったくり件数」については減少しており、取組の成果が現れている。しかしながら、「市内で発生した自転車の盗難数」については増加しており、「日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合」も低下していることから、今後も関係機関と連携しながら取組を進めていく。

・交通安全対策の取り組みについては、特に自転車関連事故への対策が交通事故全体を減少させるための課題になっており、その解決に向けた取り組みを進めていく。

・空き家対策や犯罪被害者等支援については、庁内検討会議等の状況を踏まえる中で、適切な体制構築に向けての検討を行う。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。

総合評価	
■重点化	□継続取組

平成26年度　施策評価表　（平成27年度向け施策の取組方針）

施策名：　生活安全
施策番号：　13 － 02

1　施策の基本情報

施策名	13	生活安全	展開方向	02	身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。
主担当局	防災担当		主担当課	生活安全課	
プロジェクト項目の該当有無	－				
市長公約の該当有無	－				
局重点課題の該当有無	－				

2　施策を考える背景（まちづくり基本計画の抜粋）

●近年、悪質商法や架空請求、多重債務、食品の偽装表示問題等のトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっている。商品やサービス、取引形態が多様化し、消費者被害が複雑化しているなかにあっては、消費者被害の未然防止や被害者の救済、安全な生鮮食料品の安定供給といった行政による消費者を守っていく取組だけではなく、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となり、消費者被害に遭わないよう備えることが必要である。

3　目標指標

	指標名	方向	基準値			目標値（H29）	実績値 H25	H26	H27	H28	H29	現時点での達成率
①	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	↑	H23	54.3	%	90	50.6	**	**	**	**	0%
②	消費生活相談件数	↓	H24	3,181	件	3,102	3,392	**	**	**	**	0%
③	尼崎市公設地方卸売市場年間取扱数量	→	H24	34,327	t	34,327	29,916	**	**	**	**	0%
④												
⑤												

4　市民意識調査（市民評価）

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	●防犯活動の推進、交通安全対策 ●安心できる消費生活を実現する環境づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.5%	15.0%	56.9%	18.3%	9.3%
	23年度	4.0%	14.9%	57.8%	18.3%	5.0%
重要度調査	25年度	第　5　位　／　20　位		5点満点中　4.59点（平均 4.39点）		
	23年度	第　4　位　／　20　位		5点満点中　4.22点（平均 3.98点）		

5　担当局評価（一次評価）

これまでの取組の成果と課題（目標に向けての進捗と指標への貢献度）

行政が取り組んでいくこと　■安心できる消費生活を実現する環境づくり

安心できる消費生活を実現する環境づくりについては、市民自らが消費生活被害に遭わないよう備えることが大切である。このことから、本市としては悪質な訪問販売や投資商品等による被害を防ぐために、消費生活に関する情報発信や意識啓発を行っており、また、消費生活における助言やあっせんなどの相談業務を実施している。

【消費生活情報の発信等】
・本市では消費者の自立を支援するために、消費生活講座、くらしいきいき巡回講座、消費者月間（5月）・計量強調月間（11月）に合わせてのくらしいきいきフェアの開催など各種啓発事業や消費生活に関する相談事業を実施している。また、平成21年度からは県の消費者行政活性化事業基金を活用し、小・中・高校生向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄ被害防止講座や教職員向け消費生活セミナーなど対象者を絞り消費者教育・啓発に努めてきたところである。
・一方、消費生活センターに寄せられた消費生活相談のうち、助言による自主交渉やあっせんによる解決率は平成25年度が98.3%で平成24年度と比較して微増となっており、かつ高い水準で推移していることからも、相談業務の効果が上がっているものと考える。
・過去10年では上記の事業を実施してきたことにより、相談件数は減少傾向にある。しかしながら、近年、健康食品の送り付け商法といった新たな消費者被害が国内で多発しており、依然として3,000件を超える相談が寄せられている状況である。このことからも消費者の自立を支援し、相談件数の減少につなげるため、若年層への消費者教育や高齢者の被害防止を図り、複雑多様化する消費者問題に取り組んでいく必要がある。

※目標指標②については、国等から消費生活問題にかかる目標指標が示されていない中、本市において、消費生活に関する情報発信や意識啓発といった未然防止策を実施することで、市民の知識が向上し悪徳業者に騙されない賢い消費者となることにより、相談件数の減少につながると思われることから設定した。

【公設地方卸売市場】
・卸売市場における市場流通においては、商品が生産者から消費者に届くまでの一連の流れの中で、小売業、加工業、飲食業、配送業など多くの関連産業が関わっており、当市場についても場内事業者の事業活動のみならず、関連産業における生産誘発や雇用の創出などによる市内経済への波及効果をもたらしている。
・当市場は、市内農家が生産する近郷軟弱野菜の重要な出荷先となっており、集荷された近郷野菜は「尼崎市内産野菜」として市内小売・飲食事業者に販売・消費されており、地産地消機能の仲介役を果たしている。また、当市場で集荷した生鮮食料品を学校給食に使用することで、市場の本来機能である安全・安心な生鮮食料品の安定供給が図られている。さらに、市立小学校の社会見学先として受け入れるなど、食の安全に関する情報発信や食育機能を発揮することで、食に関する消費生活を支えている。
・一方、市場活性化対策事業等も展開しながら、取扱数量の前年度実績の確保を目標に健全な市場運営に努めてきたところであるが、平成25年末に青果部卸売業者が業務停止し、その後、廃業に至ったところであり、暫定措置として、開設者である市が委託により卸売業務を代行実施している。本市としては、一刻も早い後任の卸売業者の入場による市場機能の正常化と安定的な市場運営の確保が、喫緊の課題である。

主な事務事業	消費生活相談事業費 市場活性化対策事業費	関連する目標指標	①②③	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
・市民自らが消費生活被害に遭わないためには、年齢に応じた消費者教育が大切であることから、市として必要な施策を検討する。あわせて、現在、県において進められている「兵庫県消費者教育推進計画」の内容にも注視し、本市に必要な取り組みを検討し、「（仮称）尼崎市消費者教育推進プラン」を策定していく。
・県の消費者行政活性化事業基金を活用しての事業についても限りがある中、当該事業については、消費者教育及びその担い手の育成にもつながる必要な事業であることから、市独自の財源措置も考慮して事業を実施する。
・市場の今後のあり方については、昨年末に青果部卸売業者が廃業したことを受け、その検討を中断しているが、後任の青果部卸売業者の入場により、条件設定が異なる可能性もあるため、改めて本市市場のあり方について検討する。

◆継続的・重点的に取り組む事項
・消費生活に関する相談事業や各種啓発事業を引き続き実施し、自主交渉の向上を図る。なお、若年層からの啓発が重要であると考え、従前から実施している小中高生を対象としたｲﾝﾀｰﾈｯﾄ被害防止講座に加え、平成26年度からは中学生に対してｲﾝﾀｰﾈｯﾄ被害防止に係る啓発ﾘｰﾌﾚｯﾄを配布するなど、更なる啓発を行っていく。
・また、本市に限らず全国的にも高齢化が進む中、認知症など記憶力が低下した高齢者を狙い、代金引換便を利用する健康食品の送り付けが多数発生するなど高齢者を狙った悪質商法の手口も益々巧妙となり、相談を受けても被害の回復が困難な場合もあることから、消費生活相談による早期解決と啓発による未然防止の両輪で取り組んでいき、啓発についてもより効果的な手法を模索しながら周知を図っていく。
・後任の青果部卸売業者の入場が図られた場合、市場機能の回復及び持続的な市場運営の確保に向けた取組を行う。

6　施策評価結果（二次評価）

評価と取組方針

・安心できる消費生活を実現する環境づくりについては、「消費生活相談件数」は増加している中で、「日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合」は低下しており、今後も消費生活に関する啓発活動および相談活動を中心に、取組を進めていく。

・公設地方卸売市場については、青果部卸売業者の業務停止による影響が続いており、市場機能の正常化と安定的な市場運営の確保が課題となっている
　市場のあり方については、後任の青果部卸売業者の入場等、今後の動向を踏まえつつ検討していく。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、来年度は現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価	
□重点化	■継続取組